

三条市 いじめ防止等の基本的な方針

令和4年3月（改定）

三条市・三条市教育委員会

目 次

- はじめに P 1

- 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向
 - 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 P 2
 - 2 定義 P 2～P 3
 - 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方 P 3～P 4
 - 4 いじめの認知と対応における留意事項 P 4～P 6

- 第2章 いじめの防止等のために三条市及び三条市教育委員会が実施する施策
 - 1 いじめ防止等のための組織 P 6～P 7
 - 2 いじめ防止のための連携体制の強化 P 7～P 8
 - 3 学校の取組強化へ向けた支援 P 8～P 9

- 第3章 学校が実施すべき施策
 - 1 学校いじめ防止基本方針の策定 P 9
 - 2 いじめ防止等のための組織の設置 P 10
 - 3 学校におけるいじめ問題に関する対応・措置 P 10～P 12

- 第4章 重大事態への対処
 - 1 教育委員会及び学校による調査 P 12～P 13
 - 2 調査結果の提供と報告 P 13
 - 3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 P 14
 - 4 関係児童生徒及び保護者への対応 P 14～P 15

- 第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
 - 1 三条市いじめ防止等の基本的な方針について P 15
 - 2 学校に対する指導及び支援について P 15
 - 3 参考資料 P 15

はじめに

三条市は「三条市教育基本方針」の策定趣旨の中で『子どもたちが将来にわたって様々な人たちと良好な人間関係を築き、力強く困難に立ち向かい、心豊かな社会生活を送るための生きる力の基盤を育む』としている。これは市民の切なる願いであり、その根底となる児童生徒の健全育成は学校、保護者、地域社会が一体となって取り組むべき最重要課題である。

三条市はこの姿を達成するため、幼保小連携及び小中一貫教育を基軸に、児童生徒に「未来を拓き、力強く生きるための『確かな学力』『豊かな心・個性』『健やかな身体』」を育むことを目指し、すべての子どもが、安全・安心な生活を送りながら、自尊感情を高め、自己有用感を実感しながら、生き生きと自己実現を果たすことができるよう教育活動を展開している。

しかしながら、今日、子どもの命や人権を脅かす「いじめ問題」が後を絶たない状況が全国各地で報告されており、極めて憂慮すべき事態となっている。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。それ故に、社会全体でいじめを生まない風土づくりに取り組み、いじめ問題に対処する基本的な姿勢を構築しなければならない。

三条市は、市民の力によって問題の解決を図るために、具体的な取組の方向性を定めた、当「いじめ防止等の基本的な方針」（以下、「方針」という）を定める。

この方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的で、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という）に照らし、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等についての対策を総合的かつ効果的に推進するためにその内容を具体的に示し、策定するものである。

「三条市いじめ防止等の基本的な方針」の改定から4年が経過したこと及び令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が制定されたことを受け、この度見直しを行った。今後も「いじめ防止」「いじめ見逃しゼロ」に向けた取組を推進する。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒に関係する問題であり、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることから、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら、傍観することがないよう、すべての児童生徒がいじめは決して許されない行為であることを十分に理解し、実践できるようにする。

加えて、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを共有し、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの背景にも目を向け、いじめ問題の克服に取り組む。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下、「県条例」という）では、「いじめ類似行為」（後述）についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。

2 定義

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、法第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{*1}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{*2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様^{*3}があることから、いじめに該当するか否かを判断する際は「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※3 「多くの態様」の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする

- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」^{※4}とされている。

※4 具体的ないじめ類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のために、心の通う対人関係を構築できるよう子どもの社会性を育み、関係者が一体となった継続的な取組により、いじめを生まない土壌をつくる必要がある。

そのために、学校は教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力やそれを日常生活に生かしていく実践力の素地を養う。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育むこと、加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を高められる充実した学校生活づくりに努めるものとする。これらに加え、いじめの問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ的確な対処の条件であり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。そのため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな変化と思われる場合であっても、軽視することなく、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することに努める。

いじめの早期発見のため、学校と教育委員会は、定期的な調査や教育相談の実施、電話

相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域や家庭と連携して児童生徒を見守る体制を構築する。いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が行われることを教職員に周知徹底する。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けたとされる児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。また、当該児童生徒の家庭に連絡し、指導や支援体制についての共通理解を図るとともに、教育委員会への報告を適時行い、協議の上、適切な対応を施す。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めることに努め、学校における組織的な対応を可能とする体制を整える。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者は地域や家庭との連携を深める。特に学校の小中一貫教育の体制において、学校・学園運営協議会やPTA、自治会など関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。家庭においては、法第9条及び県条例第8条に規定する保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。また、学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者にいじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼するなどして連携を図る。いじめを行った児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会が、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などは、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、等）と適切に連携するため、平素から学校や教育委員会と関係機関が連絡会議を開催するなどの情報共有体制を構築する。

4 いじめの認知と対応における留意事項

(1) 聴き取り調査

いじめの加害・被害的立場を問わず、児童生徒への聴き取り等を行う際は、行為が発生した時点の本人や周囲の状況を客観的に確認するとともに、被害的立場にある児童生徒への傾聴を徹底し、寄り添いながら調査を行うこととする。さらに、それぞれの立場にある児童生徒及びその保護者の意向を十分に配慮しながら対応にあたるよう努める。

(2) 児童生徒の被害性

外見的には遊びやふざけあいのように見える行為でも、見えない所で被害が発生していることがあること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、公正に見極める。また、いじめ類似行為についても、加害行為を行った児童生徒には指導を適切に行う。さらに、いじめの被害は時間とともにその重さや質が変容することから、継続的に被害的立場の児童生徒への教育相談を中心にその被害性を確認する。

(3) 指導のあり方

いじめ行為のすべてが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せず相手方の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、学校いじめ対策組織へ報告し、情報を共有する。また、被害的立場にあるものが加害側への指導を望まない場合などは、児童生徒及びその保護者との相談を繰り返しながら加害側への指導の必要性を説き、周囲が被害側を確実に守る体制を整えることを徹底して、指導にあたる。

(4) 犯罪行為としてのいじめ

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な影響が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めるものとする。

(5) 配慮が必要な児童生徒について

- 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員、保護者や地域が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症の患者や濃厚接触者、医療従事者をはじめとした対策に携わっている方を家族にもつなど、感染症に関わる児童生徒については、からかいや冷やかし、情報の拡散など不安を抱えての登校となる。学校は、日頃から感染症に関わるいじめ、誹謗中傷、差別の防止について、このような事態が絶対に起きないように児童生徒や家庭に対する啓発活動を継続的に取り組む。

上記の児童生徒も含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

第2章 いじめの防止等のために三条市及び三条市教育委員会が実施する施策

1 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ問題に関する対策等を協議する会の設置

本市は、いじめや不登校を含む問題行動について対応する「子ども若者総合サポート会議・問題行動対応部会」という関係機関の連結組織が設置されている。当部会において、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図り、いじめ問題への機動的かつ総合的な対策づくりを行う。

「子ども若者総合サポート会議・問題行動対応部会」構成機関
 法務局、鑑別所、人権擁護委員協議会、警察、児童相談所、保護司会、弁護士会、民生委員児童委員協議会、自治会長協議会、学校関係者、教育委員会、その他の関係部局

また、「問題行動対応部会」は市立学校の校長及び生徒指導担当者との定期的な合同会議を開催し、互いに市内児童生徒のいじめ問題に関する現状についての情報交換を行うとともに、いじめ問題に対処するための具体的な連携策について協議する。

(2) 三条市教育委員会いじめ調査専門委員会の設置（重大事態を調査する組織の設置）

教育委員会は学校等からのいじめの報告を受け、当該事案が重大事態であると判断した場合は、事案に応じて、専門家や学識経験者、弁護士、精神科医、臨床心理士等の人選を速やかに行い、第三者による調査組織を設置し、調査に当たるものとする。

なお、学校現場における児童生徒への聴き取り調査やアンケート調査については、いじめ調査専門委員会の指示に基づき行うものとする。

(3) 再調査組織の設置

市長は重大事態に対する「いじめ調査専門委員会」からの報告を受け、その結果について又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、再調査組織の設置等により、再調査を行うものとする。

2 いじめ防止のための連携体制の強化

(1) いじめに関する通報及び相談の窓口の整備

- ・ 市民窓口課、子育て支援課、青少年育成センター、教育センター等における電話相談、来庁相談、メール相談の窓口の充実及びその周知
- ・ 新潟県の相談窓口との円滑な連携

(2) 教職員の指導力向上及び人材の確保

- ・ Q-U^{※5}研修、生徒指導研修による指導力の向上
- ※5 Q-Uとは、学校における人間関係、満足度、社会的スキルなどを調査する標準化された心理検査。
- ・ 幼保小合同研修会の充実
 - ・ カウンセラー、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー^{※6}（社会福祉士）の配置
- ※6 スクールソーシャルワーカーとは、社会福祉士の資格を有する相談業務専門職で、主に学校と家庭とのパイプ役となり、関係機関との連携を円滑にすることを主な目的としている。
- ・ 新潟県派遣カウンセラーの活用
 - ・ 職能団体及び大学教員等を講師とした研修会の実施

(3) 関係機関、諸団体との連携

- ・ 幼保小中連携のための子ども若者総合サポート会議の充実と弾力的な機能の運用
- ・ 学校警察連絡協議会との協働による指導体制づくり
- ・ 健全育成市民会議や市PTA連合会との連携
- ・ 民生委員児童委員協議会、人権擁護委員協議会との連携
- ・ 自治会、町内会との協働による予防体制づくり
- ・ 三条市安全安心なまちづくり協議会との連携

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ・ 新潟県警察本部サイバー犯罪対策課との連携
- ・ 三条警察署生活安全課及びスクールサポーターとの連携
- ・ 各校の「ネットトラブル防止教室」への講師謝金の補助
- ・ 学校・学園運営協議会における情報交換
- ・ 生徒指導研修会の活用
- ・ 中学校生徒指導連絡協議会の活用
- ・ 市町村指導主事連絡協議会の活用
- ・ 市内小中学校生徒指導協議会の活用

(5) 学園における連携協力体制づくりの推進

- ・ 学園運営協議会におけるいじめ問題への体制づくり
- ・ P T A、健全育成会、自治会などの団体との連携促進
- ・ 児童クラブ等との連携（子ども放課後健全育成事業）

(6) 学校と地域や家庭の組織的連携、協力体制づくりの推進

- ・ 保護者を対象とした、法に規定された保護者の責務等を踏まえた研修会や家庭支援

(7) 啓発活動

- ・ 市民総ぐるみによる「いじめ根絶」に向けた機運の醸成のための啓発活動
- ・ 教育委員会作成の「いじめ防止」啓発リーフレットの配布
- ・ 相談窓口案内の配布

3 学校の取組強化へ向けた支援（未然防止、早期発見、即時対応）

(1) いじめの防止等の取組の点検・充実

- ・ 学校における定期的いじめ実態把握等の取組状況の点検
- ・ 教師向けの指導用資料やチェックリストの作成、配布などを通じた学校におけるいじめの防止等の取組の促進

(2) 児童生徒の主体的な活動及び体験活動等の充実

- ・ 道徳科の授業、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒自らいじめの問題について考え、議論する活動
- ・ 体験活動への各種支援
- ・ 体験活動講師等の派遣の支援
- ・ 地域ボランティア団体の社会奉仕事業との連携

(3) 学校いじめ防止活動への支援

- ・ いじめ見逃しゼロスクール事業への支援及び当該事業の関係資料等の作成と配布
- ・ 深めよう絆スクール集会への講師派遣や他団体との連携促進に関する支援
- ・ 保護者及び教職員研修への講師の派遣

(4) いじめ早期発見のための支援

- ・ 学校いじめ実態調査に関する資料の提供と配布
- ・ 年間2回のQ-U検査の実施及び結果解析資料の作成と送付
- ・ 特に支援を必要とする児童生徒の追跡実態調査への指導及び支援

(5) いじめに関わる児童生徒及び教職員の支援体制の整備

- ・ 教育センターにおける相談業務の充実
- ・ 小中一貫教育推進課指導担当による学校訪問相談業務の充実と対応策構築に向けた指導の充実

- ・ 不登校児童生徒支援員派遣による児童生徒の心のケア
- ・ S S N^{*7}カウンセラーの派遣による児童生徒の心のケアと教職員へのコンサルテーション

※7 S S Nとはスクールサポートネットワークの略。特別な事案に対応するため、学校の要請に基づいて派遣され、児童生徒、保護者、教員への相談活動を専門に行う職であり、教育委員会小中一貫教育推進課に配置されている。

(6) いじめに対する措置

- ・ いじめの認知報告に基づく、学校への支援及び措置の指示
- ・ いじめの認知報告に基づく、関係機関との対策協議
- ・ いじめの状況に応じた、出席停止措置の検討及び学校運営の安定化に向けた措置

第3章 学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 策定上の留意点

学校はいじめ防止等のため、法第13条に基づき、以下の内容を踏まえて、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定める。学校基本方針を策定するに当たっては、小中一貫教育の理念に基づき、学園ごとに小中の教職員が協働で方針案や改善案を作成し、各学校・学園運営協議会を母体として、保護者や地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにする。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童会や生徒会での話し合いを通して、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者に説明する。

(2) 学校基本方針の内容

いじめ防止のための取組、早期発見・即時対応の手立て、教育相談体制を含む生徒指導体制、いじめ認知後の対応方法など、いじめ防止全体に係る内容を定める。また、自校のいじめ防止学習プログラムの具体的活動を定める。

さらに、教職員の資質や能力の向上のための研修体制やその具体的な取組計画を定めるとともに、対策の改善に資するP D C A^{*8}サイクルを盛り込む。

※8 P D C Aとは、P (Plan)・D (Do)・C (Check)・A (Action) という活動の「計画」「実施」「評価」「改善」サイクルを表す。

2 いじめ防止等のための組織の設置

(1) 組織と役割

学校は、法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う組織を置く。またこの組織は当該学校の複数の教職員に加え、必要に応じて心理や福祉の専門家であるカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参画し、総合的な解決を図ることを目的とした組織とする。

さらに、この組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

< 組織の具体的な役割 >

- ・ いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

(2) 組織の構成員と名称

既存の「学園いじめ防止連絡協議会（仮称）」や「校内いじめ対策委員会（仮称）」または「学校運営委員会」や「生徒指導部会」等の組織を活用して、法律に基づく組織として、いじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることができる。また、組織の名称は学校の判断による。

(3) 重大事態の調査

学校が行う重大事態の調査については、当該組織が調査することができる。

3 学校におけるいじめ問題に関する対応・措置

学校は教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校は全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

<取組の例>

- ・社会性の育成…小中一貫教育に基づく小中交流活動、異学年交流活動、地域連携活動（いじめ見逃しゼロ運動）（深めよう絆スクール集会）（社会生活技能訓練）
- ・自治能力の育成…生徒会活動、児童会活動、町内活動での自主的計画運営活動
- ・学級づくり…SGE^{※9}を取り入れた特別活動、行事を通してのグループ活動の充実（振り返り活動）、Q-Uを活用した学級経営の充実
- ・授業づくり…関わり合いのある授業、授業のユニバーサルデザイン化、授業規律の明確化
- ・道徳教育…体験的活動による豊かな感性の醸成、自己有用感と命を大切にすることの育成

※9 SGE（構成的グループエンカウンター）とは、リーダーの指示した課題をグループで行い、そのときの気持ちを率直に語り合うことを通して、徐々に人間関係におけるふれあい体験を深めていくものである。

（2）早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候と思われる場合であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。

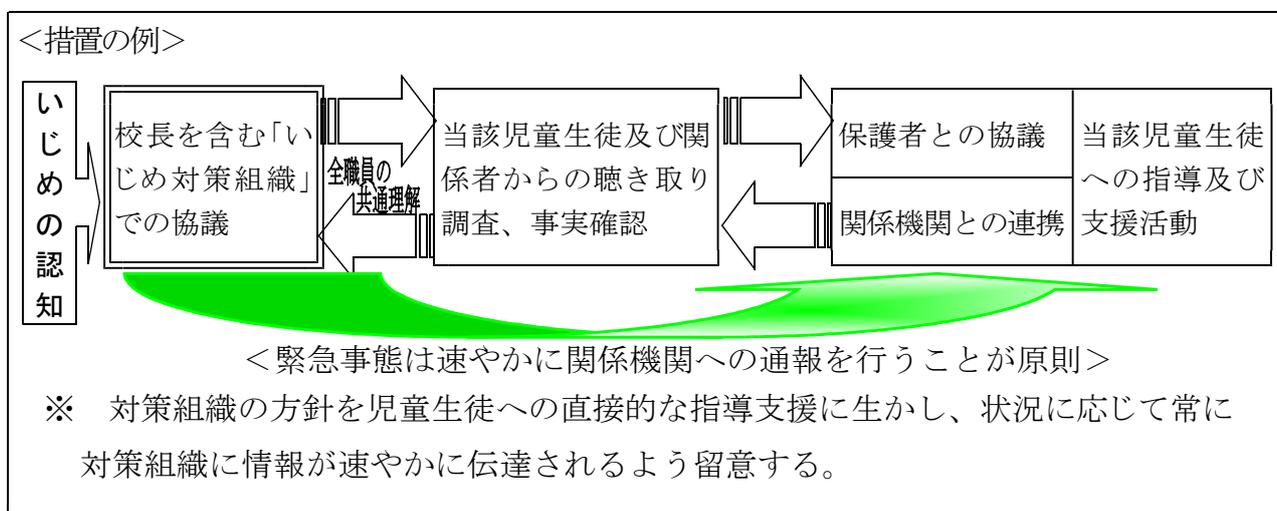
<取組の例>

- ・いじめ実態調査…生活ノート、定期生活アンケート、定期いじめ調査アンケートの実施

- ・教育相談…定期・適宜教育相談会の実施、声かけ運動の実施
- ・Q – U…学級満足度、学校生活意欲度、ソーシャルスキルの診断等
- ・カウンセリング…スクールカウンセラー、SSNカウンセラー、適応指導教室臨床心理士
- ・生徒会の活動…生徒会、児童会の自主的活動における意見箱等の設置、いじめ見逃しゼロキャンペーン、いじめ撲滅宣言とその運動 など

(3) いじめ認知後の措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童等を守り通すとともに、いじめた児童等に対してはその人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については可及的速やかに、教職員全員の共通理解を基に、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で誠実かつ丁寧に取り組む。



第4章 重大事態への対処

1 教育委員会及び学校による調査

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

など、児童生徒の状況に着目して判断する。
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず、重大事態と捉えるものとする。

- ③ その他の場合、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

(2) 重大事態の調査

重大事態が発生した場合は、学校は直ちに教育委員会へ報告するとともに、迅速に初期対応にあたる。調査にあたっては、以下の事項に留意しながら、教育委員会の調査組織が学校との連携作業によって、調査を行う。

- ① 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したか、など上記内容について客観的な事実関係を可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
- ② 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先して調査を行う。
- ③ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ④ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合は、当該児童生徒の心情を十分に配慮しながら、ていねいに聴き取りを行うとともに、心のケアを徹底する。
- ⑤ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（当該児童生徒の死亡や入院など）は、当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議をし、適切な方法で調査する。

2 調査結果の提供と報告

(1) 関係児童生徒及びその保護者への情報提供

教育委員会又は学校はいじめを受けた児童生徒・保護者及びいじめを行った児童生徒・保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で報告する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会が市長に報告する。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査と検証

報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、教育委員会が設置した調査組織の調査の結果について再調査及び検証を行うことができる。

(2) 再調査、検証の結果を踏まえた措置

市長及び教育委員会は、検証の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を講じる。

4 関係児童生徒及び保護者への対応

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への対応

重大事態に係るいじめを受けた児童生徒は心身ともに大きな傷を負っている可能性が強いことから、当該児童生徒の心のケアと身体の安全確保を最優先事項として、次のような対応や支援を行う。

- ① 教員やカウンセラー等によって心情に寄り添う相談活動を継続的に行い、常に意向を確認しながら、解決方法について共に検討する。
- ② 聴き取りで得られた情報を基に、安心できる学習・生活環境を確保する。
- ③ 必要に応じて、保護者の了解の下に、医療機関や警察と連携を図る。また、当該児童生徒の保護者へは次のような対応や支援を行う。

ア 学校管理下の有無を問わず、いじめの実態把握に全校体制で努め、対処について最善を尽くすことを伝える。

イ いじめの事実や当該児童生徒の心身の状況、対処方法について、具体的な内容を説明する。

ウ ていねいに協議を繰り返し、意向を尊重しながら、望ましい解決方法を共有する。

エ 保護者自身の不安をできる限り解消するためにカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とのカウンセリングの機会を設定する。

(2) いじめを行った児童生徒及び保護者への対応

いじめを行った児童生徒に対しては人格の成長を旨として次のような対応を行う。

- ① 決して許されない行為であることを十分に認識させ、繰り返さないよう指導する。
- ② いじめを受けた児童生徒の立場に身を置き、相手の痛みを推測させ行為の重大さを実感させる。
- ③ 再発防止を自ら誓うことができるよう指導する。
- ④ 保護者に対してはいじめに係る事実をていねいに説明し、行為の重大さを当該児童生徒と共に認識させるとともに、解決への協力を求める。

- ⑤ いじめを行った背景を注視し、当該児童生徒の心の安定のため、関係機関と連携して支援を行う。

第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 三条市いじめ防止等の基本的な方針について

三条市は、国及び県の動向を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認める時はその結果に基づいて必要な措置を講じる。

2 学校に対する指導及び支援について

三条市及び三条市教育委員会は三条市立学校に対し、法及び県条例に基づいた適切ないじめの防止等のための組織を設置し、必要な対策を講じるよう指導するとともに、その他学校の要請に基づき、適切な支援を施すものとする。

3 参考資料

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年 法律第71号）
- ・いじめ防止等のための基本的な方針
（平成25年10月11日 文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日））
- ・新潟県及び新潟市「いじめ防止等の基本的な方針」（令和3年7月、平成30年2月）
- ・三条市教育基本方針
- ・三条市小中一貫教育基本方針及び三条市小中一貫教育推進指針
- ・生徒指導提要（平成22年3月 文部科学省）
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）
- ・新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年 新潟県条例第59号）